

令和3年度

第2回阿波市地域公共交通活性化協議会

資 料

協議事項

1. 阿波市地域公共交通の現状について
2. 乗降場所の追加について
3. その他

阿波市地域公共交通活性化協議会委員名簿

番号	団体名	役職	氏名	備考
1	徳島大学大学院	教授	奥嶋 政嗣	会長
2	徳島バス(株) 企画管理部	副部長	東 孝行	
3	(有)土柱タクシー	代表取締役	米倉 久善	
4	八幡交通(有)	代表取締役	松村 利明	
5	徳島バス労働組合	執行委員長	松本 忠宏	
6	四国運輸局徳島運輸支局 総務・企画観光担当	首席運輸企画専門官	賀出 晴美	
7	四国運輸局徳島運輸支局 輸送・監査部門	首席運輸企画専門官	坂尾 貴之	
8	徳島県 県土整備部 次世代交通課	課長補佐	宮島 崇	
9	徳島県東部県土整備局 (吉野川)	副局長	森野 克也	
10	阿波吉野川警察署	交通課長	福島 圭一	
11	阿波市社会福祉協議会	事務局長	大村 久美子	
12	阿波市老人クラブ連合会	会長	田村 二男	
13	阿波市婦人団体連合会	会長	原田 道代	
14	阿波市商工会	会長	児玉 敬二	監事
15	阿波市交通安全協会	会長	福井 榮八	監事
16	阿波市議会	議長	松村 幸治	
17	阿波市議会 総務常任委員会	委員長	後藤 修	
18	阿波市	副市長	町田 寿人	副会長

○阿波市地域公共交通の現状について

1. 概要

阿波市の公共交通は、市内全域を対象とし、平成31年4月から令和3年3月までの実証実験を経た後、令和3年4月より本格運行に移行した「阿波市デマンド型乗合交通 あわめぐり」と、徳島市JR徳島駅を起点とし四国大学、ゆめタウン徳島及び阿波市吉野町を經由し吉野川市JR鴨島駅までの路線を運行している徳島バス㈱があります。

2. 交通モード別

番号	交通モード	起点	終点	距離	運行回数	事業者	備考
1	デマンド型乗合交通	自宅又は指定場所	自宅又は指定場所	—	平日 12便	(有)土柱タクシー 八幡交通(有)	平日のみ
2	路線バス	徳島駅	鴨島駅	34.8km	平日 6便	徳島バス(株)	土日祝日 4便

- (1) 阿波市デマンド型乗合交通運行区域図・・・P 4
 (2) 阿波市デマンド型乗合交通乗降場所一覧・・・P 5, P 6
 (3) 路線バス時刻表・・・P 7

3. 利用状況

(1) 阿波市デマンド型乗合交通

① 利用登録者数 1, 862人(令和3年8月末現在)

ア 町別登録者数 (単位:人)

吉野町	土成町	市場町	阿波町	計
278	369	642	573	1,862

イ 年代別登録者数 (単位:人)

～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代～	計
85	30	11	36	78	112	555	822	133	1,862

② 令和2年度利用状況(令和2年4月～令和3年3月)

ア 運行予約数 9, 117件

a 年代・男女別予約数 (単位:人)

年代	男性	女性	計
～10代	10	303	313
20代	2	3	5
30代	4	0	4
40代	22	116	138
50代	279	152	431
60代	47	236	283
70代	587	2,303	2,890
80代	722	3,942	4,664
90代～	183	206	389
計	1,856	7,261	9,117

b 曜日・乗車時間帯別予約数 (単位：人、日)

時間帯/曜日	月	火	水	木	金	計
7時台	32	31	18	33	36	150
9時台	320	391	386	385	427	1,909
10時台	287	328	313	287	302	1,517
11時台	209	244	219	221	235	1,128
12時台	147	190	176	178	149	840
13時台	155	227	171	158	159	870
14時台	178	166	163	150	187	844
15時台	170	169	140	131	144	754
16時台	108	196	103	145	96	648
17時台	72	46	60	64	58	300
18時台	24	30	34	34	35	157
計	1,702	2,018	1,783	1,786	1,828	9,117
運行日数	47	47	50	49	50	243

イ 乗車人数 9,123人

ウ 運行日数 243日

エ 1日平均利用者数 37.5人

オ 乗降場所の状況

a 乗車利用 (上位3件)

	乗車場所	利用数
1	吉野川医療センター	707
2	阿波病院	352
3	鴨島駅	346

b 降車利用 (上位3件)

	降車場所	利用数
1	吉野川医療センター	816
2	阿波病院	383
3	鴨島駅	321

③ 月別利用状況の推移

ア 令和元年度 (単位：人、日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計
乗車人数	316	391	450	591	528	635	669	697	743	705	650	683	7,058
1日平均	15.8	20.5	22.5	26.8	25.1	33.4	31.8	34.8	37.1	37.1	36.1	32.5	29.4
運行日数	20	19	20	22	21	19	21	20	20	19	18	21	240

イ 令和2年度 (単位：人、日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計
乗車人数	642	535	784	791	755	721	831	768	819	710	746	1021	9,123
1日平均	30.5	29.7	35.6	37.6	37.7	36	37.7	40.4	40.9	37.3	41.4	44.3	37.5
運行日数	21	18	22	21	20	20	22	19	20	19	18	23	243

ウ 令和3年度 (単位：人、日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計
乗車人数	910	784	1001	919	865	/	/	/	/	/	/	/	4,479
1日平均	43.3	43.5	45.5	45.9	41.1	/	/	/	/	/	/	/	43.9
運行日数	21	18	22	20	21	/	/	/	/	/	/	/	102

(2) 路線バス【徳島バス(株)】

(単位：人)

起点	終点	輸送人員							
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	比較 (R2-H26)
徳島駅	鴨島駅	98,397	104,974	95,488	49,803	39,953	44,714	35,242	△ 63,155

4. 費用状況

(1) デマンド型乗合交通

(単位：千円)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市負担金	25,355	19,389	25,836

※ 令和3年度は、予算額です。

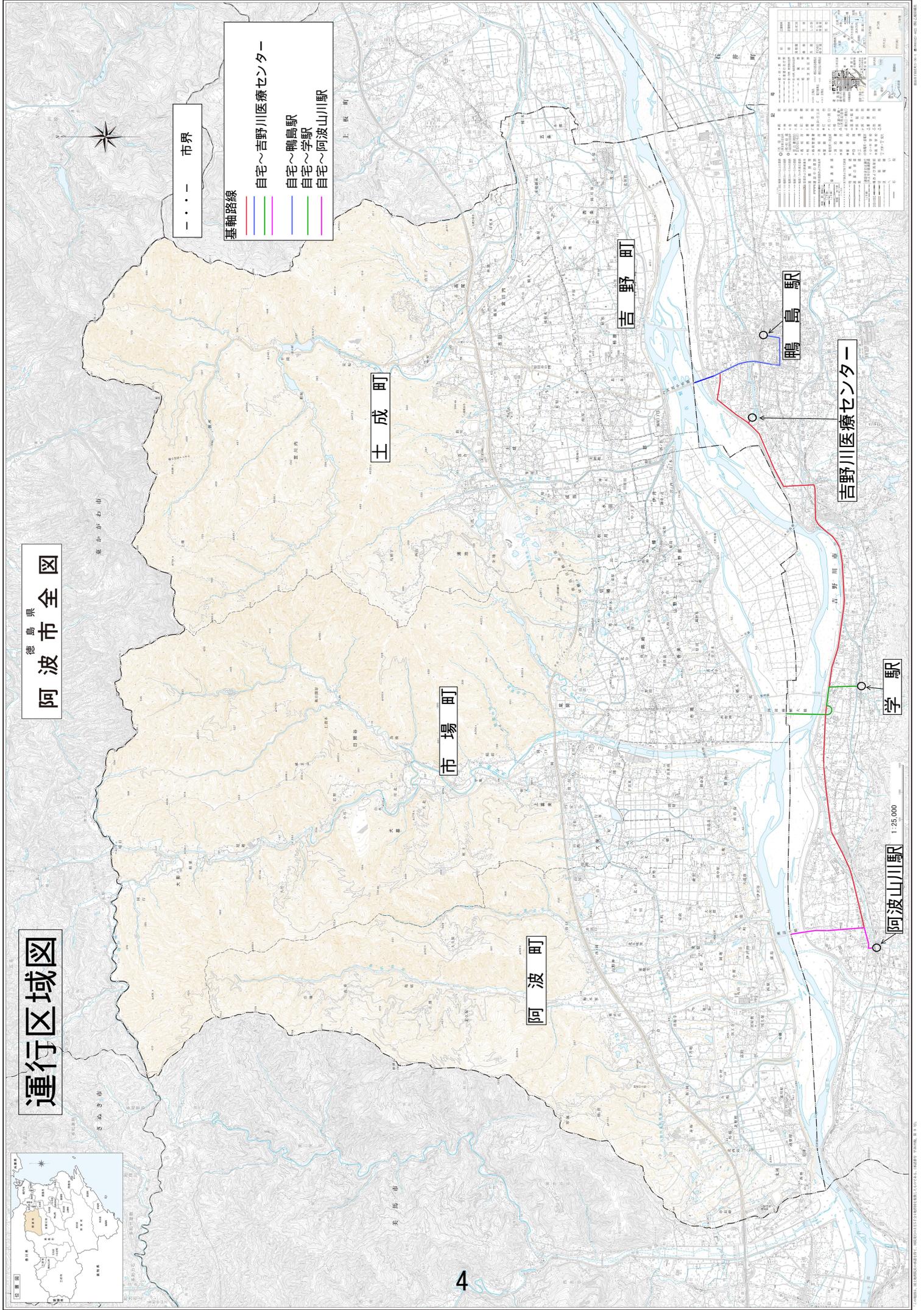
(2) 徳島バス(株)

(単位：千円)

年 度	補助総額	市補助金	県補助金
平成25年度	1,810	1,646	164
平成26年度	556	495	61
平成27年度	480	428	52
平成28年度	713	635	78
平成29年度	723	644	79
平成30年度	585	521	64
令和元年度	785	785	-
令和2年度	860	860	-

阿波市全図

運行区域図



--- 市界

基幹路線

- 自宅～吉野川医療センター
- 自宅～鴨島駅
- 自宅～学駅
- 自宅～阿波山川駅

路線名	色	経路	備考
自宅～吉野川医療センター	赤	自宅 - 鴨島駅 - 吉野川医療センター	
自宅～鴨島駅	青	自宅 - 鴨島駅	
自宅～学駅	緑	自宅 - 学駅	
自宅～阿波山川駅	紫	自宅 - 阿波山川駅	

1:25,000

乗降場所一覧（令和3年4月1日 現在）

◆乗り降りできる場所（自宅若しくは自宅付近、乗降場所）

- 乗降場所は事情により変更になる場合があります。
- ご自宅以外の個人宅、途中下車や寄り道はできません。
- ご乗車される際は、予約時にお伝えした予定時間に乗降場所でお待ちください。
- 交通状況や乗合い状況により運行時間が遅れることがあります。

医療施設		
吉野町	大串医院	
	大久保医院	
	中西歯科医院	
	中山医院	
	福島歯科医院	
	ほそかわ歯科医院	
	よこやま歯科	
土成町	医療法人 阿部歯科医院	
	乾内科外科	
	医療法人 大塚歯科医院	
	大野病院	
	医療法人 金塚内科	
	御所診療所	
	じゅん歯科医院	
	スマイル歯科	
	板東眼科	
	医療法人 赤池循環器消化器内科	
市場町	阿波病院	
	稲井歯科医院	
	医療法人 岩脇歯科医院	
	医療法人 太田診療所	
	近藤医院	
	こんどう歯科クリニック	
	新藤歯科	
	阿波町	大塚歯科医院
		おおつか内科
		笠井病院
川人医院		
根東歯科医院		
さかまき整形外科		
賛広診療所		
医療法人 重清内科外科		
十川歯科クリニック		
西川内科クリニック		
にしむら歯科医院		
林内科医院		
へいしま歯科ファミリークリニック		
松本眼科		
医療法人 村上医院		
森下医院		
医療法人 安田歯科		

商業施設	
吉野町	くすりのレディ阿波吉野店
	コーナンホームストック吉野店
	ファミリーマート吉野町西条店
	マルナカ柿原店
	マルナカ吉野店
土成町	ローソン阿波吉野町店
	天然温泉 御所の郷
市場町	コメリハード&グリーン土成店
	JAグリーンとなりマルシェ
	セブソールブツ阿波土成町店
	ファミリーマート土成イター店
	ファミリーマート土成町土成店
	ファミリーマート土成町吉田店
	キョーエイ市場店
コメリハード&グリーン市場店	
JA夢市場	
セブソールブツ阿波市場町香美店	
コスモス薬品市場店	
ファミリーマート阿波市場町北店	
ファミリーマート市場町店	
マルナカ市場店	
ミニストップ 阿波市場町店	
阿波町	ショッピングプラザ アワーズ
	阿波土柱の湯
	コメリハード&グリーン阿波店
	JA土柱の里
	コスモス薬品阿波店
	デイリーマートウインズ店
	ドラッグセイムス阿波店
	ファミリーマート阿波岩津橋北店
	ファミリーマート阿波善地店
	ミニストップ 阿波久原店
ローソン阿波病院前店	

【阿波市外】

吉野川市	鉄道
	JR鴨島駅
	JR学駅
	JR阿波山川駅
	医療施設
	吉野川医療センター

〈鉄道をご利用の方へ〉
 多くの方にご利用していただきたくないので、最寄り駅での乗降をお願いします。ご協力よろしくお願ひします。



金融機関（窓口）	
吉野町	柿原郵便局
	徳島大正銀行 阿北支店
	吉野郵便局
土成町	阿波銀行 土成支店
	御所郵便局
	JA板野郡 阿波支店
	土成郵便局
	南原簡易郵便局
市場町	阿波銀行 市場支店
	市場郵便局
	大俣郵便局
	JAあわ市 東部支店
	JAあわ市 市場支店
	徳島大正銀行 市場支店
	八幡郵便局
阿波町	阿波銀行 阿波町支店
	阿波郵便局
	伊沢郵便局
	JAあわ市 本店
	徳島大正銀行 阿波町支店
	林郵便局

公共施設等			
吉野町	阿波市役所 吉野支所	阿波町	阿波市役所 阿波支所
	一条小学校		久勝小学校・久勝公民館
	柿原小学校		伊沢小学校・伊沢公民館
	吉野中学校		林小学校
	阿波高等学校		阿波中学校
	吉野柿原公民館		阿波西高等学校
土成町	吉野中央公民館	阿波町	林公民館
	阿波市役所 土成支所		阿波高速バス停留所
	御所小学校		
	土成小学校		
	土成中学校		
	土成中央公民館		
市場町	土成高速バス停留所	市場町	
	阿波市役所 本庁		
	八幡小学校		
	市場小学校		
	大俣小学校		
	市場中学校		
	八幡公民館		
	市場公民館		
	大俣公民館		
市場住民センター			
			市場図書館

予約センター電話番号

0883(36)1133

受付時間 9:00~17:00

月曜日~金曜日

(祝休日・年末年始(12月29日から1月3日)を除く)

☆ご利用する1週間前から1時間前までに予約が必要です。

☆キャンセルは1時間前までをお願いします。

二条・鴨島線時刻表

徳島バス株式会社

徳島市出来島本町1丁目25番地

電話 徳島 (088)622-1811(代表)

徳島駅前⑭番のりば

令和2年10月1日改正

徳島駅前	四国大学前	生光学園前	ゆめタウン	藍住役場前	矢上	直道南	しものしょう下庄	瀬部	一条西	二条中	鴨島駅前
7:20	7:34	7:38	7:50	7:55	7:58	8:03	8:05	8:16	8:20	8:26	8:37
9:15	9:29	9:33	9:45	9:50	9:53	9:58	10:00	10:11	10:15	10:21	10:32
12:15	12:29	12:33	12:45	12:50	12:53	12:58	13:00	13:11	13:15	13:21	13:32
15:15	15:29	15:33	15:45	15:50	15:53	15:58	16:00	16:11	16:15	16:21	16:32
16:45	16:59	17:03	17:15	17:20	17:23	17:28	17:30	17:41	17:45	17:51	18:02
18:45	18:59	19:03	19:15	19:20	19:23	19:28	19:30	19:41	19:45	19:50	20:00

平日

鴨島駅前	二条中	一条西	瀬部	しものしょう下庄	直道南	矢上	藍住役場前	ゆめタウン	生光学園前	四国大学前	徳島駅前
6:29	6:38	6:42	6:47	6:57	7:00	7:05	7:08	7:15	7:24	7:30	7:44
7:27	7:36	7:41	7:47	7:57	8:00	8:05	8:08	8:15	8:24	8:30	8:44
9:07	9:16	9:21	9:27	9:37	9:40	9:45	9:48	9:55	10:04	10:10	10:24
12:07	12:16	12:21	12:27	12:37	12:40	12:45	12:48	12:55	13:04	13:10	13:24
15:37	15:46	15:51	15:57	16:07	16:10	16:15	16:18	16:25	16:34	16:40	16:54
17:37	17:46	17:51	17:57	18:07	18:10	18:15	18:18	18:25	18:34	18:40	18:54

土日祝日

徳島駅前	四国大学前	生光学園前	ゆめタウン	藍住役場前	矢上	直道南	しものしょう下庄	瀬部	一条西	二条中	鴨島駅前
8:15	8:27	8:31	8:43	8:48	8:51	8:56	8:58	9:09	9:13	9:19	9:30
12:15	12:29	12:33	12:45	12:50	12:53	12:58	13:00	13:11	13:15	13:21	13:32
16:15	16:29	16:33	16:45	16:50	16:53	16:58	17:00	17:11	17:15	17:21	17:32
18:15	18:29	18:33	18:45	18:50	18:53	18:58	19:00	19:11	19:15	19:21	19:32

鴨島駅前	二条中	一条西	瀬部	しものしょう下庄	直道南	矢上	藍住役場前	ゆめタウン	生光学園前	四国大学前	徳島駅前
7:29	7:38	7:42	7:47	7:57	8:00	8:05	8:08	8:15	8:23	8:29	8:41
8:29	8:38	8:42	8:47	8:57	9:00	9:05	9:08	9:15	9:24	9:30	9:44
12:07	12:16	12:21	12:27	12:37	12:40	12:45	12:48	12:55	13:04	13:10	13:24
14:07	14:16	14:21	14:27	14:37	14:40	14:45	14:48	14:55	15:04	15:10	15:24

徳島駅前ー四国大学前間は、元町・市立体育館・前川町・吉野本町経由で運行します。

徳島市阿波おどり期間(8月12日～15日)、年末年始(12月29日～1月3日)は、土日祝日ダイヤで運行します。

3. 「阿波市デマンド型乗合交通 あわめぐり」乗降場所の追加について

(1) 医療施設について

令和3年度第1回阿波市地域公共交通活性化協議会において、新たに医療施設が阿波市内に開業した場合は、対象施設の同意が得られれば、協議会の審議を経なくとも乗降場所として追加することができることになったことから、先日開業した新規開業のクリニックについては、当該施設の了承が得られれば、乗降場所として追加する。

(2) 医療施設以外の施設等について

医療施設以外の施設等については、対象施設等の同意を得た上で、本協議会にて審議し、乗降場所として追加することとなっている。

このことについて、阿波市内に現在建設中の新規商業施設について、対象施設の同意が得られれば、乗降場所として追加する。

(3) 乗降場所として追加する日について

それぞれの対象施設の同意が得られた日の翌月1日から乗降場所として利用できることとする。

阿波市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 阿波市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、阿波市市場町切幡字古田201番地1阿波市役所内に置く。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 形成計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 形成計画の評価に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会の委員は25人以内とし、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 形成計画を作成しようとする地方公共団体を代表する者
- (2) 関係する公共交通事業者等、道路管理者、その他形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (3) 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他市長が必要と認める者

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人
- (3) 監事2人

3 会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員の選任及び職務)

第6条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）において委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長及び監事は、第4条第1項に規定する委員の中から会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。
(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委嘱後、最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、会長が必要と認めるときは、会議の開催に代えて、書面により議事に対する委員の可否を求めることができる。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。第2項ただし書の規定により、書面により議事に対する委員の可否を求めた場合も同様とする。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議会の承認事項)

第8条 次に掲げる重要な事項は、協議会の承認を経なければならない。

(1) 協議会の予算及び決算に関すること。

(2) 規約の制定及び改廃に関すること。

(3) 第3条に規定する事項に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が整った事項について、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

(分科会)

第11条 協議会は、第3条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、阿波市企画総務部企画総務課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務の委任)

第15条 協議会は、第3条に定める所掌事項に係る契約その他の財務に関する事務の一部を阿波市に委任できるものとする。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成29年2月20日から施行する。
- 2 最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成30年7月31日までとする。